



平成 25 年 4 月 12 日

会 社 名 株 式 会 社 ア イ ・ ア ー ル ジ ャ パ ン
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 ・ C E O 寺 下 史 郎
(コード番号：6051)
問 合 せ 先 経 営 企 画 室 長 浜 崎 義 樹
(TEL. 03-3796-1120)

コミットメント型ライツ・オファリング（上場型新株予約権の無償割当て） に関するご説明（Q&A）

平成 25 年 4 月 12 日（金）付で公表した「コミットメント型ライツ・オファリング（上場型新株予約権の無償割当て）に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたコミットメント型ライツ・オファリング（上場型新株予約権の無償割当て）に関する Q&A 等を作成いたしましたので、ご参照頂きますようお願いいたします。

(Q&Aの目次)

	頁
1. コミットメント型ライツ・オファリングの基本的な仕組みについて	1
2. 本新株予約権の割当てについて	7
3. 本新株予約権の行使について	9
4. 本新株予約権の取引について	12
5. 本新株予約権の取得について	13
6. 税金について	15
 (ご参考)	
本件スケジュールについて	18

1. コミットメント型ライツ・オフリングの基本的な仕組みについて

Question	Answer
<p>Q 1 - 1 ライツ・オフリングの概要について教えて欲しい。</p>	<p>A 1 - 1 ライツ・オフリングは株式会社の資金調達手法の一つであり、普通株式を目的とした新株予約権を株主に割り当てるものです。</p> <p>本件については1株の当社普通株式に1個の本新株予約権が割り当てられ、10個の本新株予約権の行使により1株の当社普通株式が交付されます。当社は、新株予約権の割当日の前営業日を株主確定日とし、当該株主確定日時点の株主の皆様はその保有する当社普通株式の数に応じて本新株予約権を無償で付与し、付与された本新株予約権について行使期間において行使され行使代金（本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額。以下同様とします。）として金銭の払込みを受けた場合に、上記の割合に応じて（ただし、1株に満たない端数部分は切り捨てになります。）当社普通株式を交付します。</p> <p>なお、本新株予約権は大阪証券取引所（JASDAQ）の新株予約権の市場に上場される予定であり（大阪証券取引所からの上場承認を前提とします。以下同様です。）、本新株予約権の上場期間中、同市場での売買が可能です。</p>
<p>Q 1 - 2 コミットメント型ライツ・オフリングの特徴は何か。</p>	<p>A 1 - 2 コミットメント型ライツ・オフリングは、一般的な公募増資や第三者割当増資と比較して、次のような特徴があると理解しております。</p> <p>まず、コミットメント型ライツ・オフリングでは、既存株主の皆様が保有する当社普通株式の数に応じて新株予約権が割り当てられるため、増資後も持分割合を維持したい既存株主は、割り当てられた本新株予約権を行使し、行使代金として必要な金銭を払い込むことによって当社普通株式を取得することができます。一方で、発行された本新株予約権が大阪証券取引所（JASDAQ）において上場される予定であり、本新株予約権者は同市場において本新株予約権を売却することも可能となっていることから、既存株主が本新株予約権の行使を望まない場合は、本新株予約権を市場取引により売却しその対価を得ることができます。</p> <p>また、ノン・コミットメント型ライツ・オフリングとの比較という意味では、当社は、野村證券株式会社（以</p>

	<p>下、コミットメント会社)と引受契約(コミットメント契約)を締結しているため、当初予定した金額の資本調達を確実に実現することができることが特徴です。すなわち、一般投資家は、平成25年5月17日(金)から平成25年5月30日(木)(実際に行使請求が可能な期間についての詳細はQ3-6をご覧ください。)までの行使期間において本新株予約権を行使することができますが、当該行使期間中に行使されなかった本新株予約権については、当社が、取得条項に基づきこれを取得した上で、コミットメント契約に基づきコミットメント会社に譲渡し、コミットメント会社が取得した本新株予約権全てを行使することが合意されております。従って、割当決議日以降の株価の推移にかかわらず、原則として、コミットメント型ライツ・オファリングで割り当てられた本新株予約権は全て行使され、当初予定した金額の資本調達を実現できることとなります。</p>
<p>Q1-3 新株予約権とは何か。</p>	<p>A1-3 新株予約権とは、その権利を保有する者(新株予約権者)が、行使期間において行使し、あらかじめ定められた金銭を払い込むことにより、発行会社から、その新株式の発行又は自己株式の交付を受けることができる権利をいいます(なお、本件においては自己株式の交付は予定しておりません。) 本新株予約権の詳細な内容につきましては、当社の平成25年4月12日(金)付「コミットメント型ライツ・オファリング(上場型新株予約権の無償割当て)に関するお知らせ」をご参照ください。</p>
<p>Q1-4 本新株予約権の上場概要について教えてください。</p>	<p>A1-4 本新株予約権の割当てを受ける株主を確定するための日(株主確定日)である平成25年4月23日(火)の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様には本新株予約権が無償で割り当てられます。また、当該株主確定日の翌営業日である平成25年4月24日(水)から本新株予約権は大阪証券取引所(JASDAQ)へ上場される予定であり、上場されている間は同市場での売買が可能となります。なお、本新株予約権の上場廃止日は平成25年5月24日(金)を予定しておりますが、具体的な日程については、追って大阪証券取引所より発表されます。同市場における売買最終日は、上場廃止日の前営業日となりますが、売買の取次についての詳細は、お取引先証券会社にお問い合わせください。</p>

<p>Q 1 - 5</p> <p>本新株予約権の上場価格と当社普通株式の株価は、どのような関係になるのか。</p>	<p>A 1 - 5</p> <p>本新株予約権を行使する場合、1個につき600円の行使代金をお支払い頂き、10個の本新株予約権を行使することにより当社普通株式を1個取得することができます。すなわち、当社普通株式を1株取得するには、本新株予約権を10個行使し、合計の行使代金として6,000円をお支払い頂く必要があります。</p> <p>そのため、理論上、本新株予約権の上場価格は、{(当社普通株式の株価-6,000円) / 10}を基準として、市場参加者の需給関係等に応じて決定されます。</p>
<p>Q 1 - 6</p> <p>本新株予約権者には、どのような選択肢があるのか。</p>	<p>A 1 - 6</p> <p>本新株予約権者の選択肢としては、大別して、</p> <p>① 本新株予約権の行使 ② 本新株予約権の売却 ③ ①及び②のいずれも行わない</p> <p>という3つが考えられます。なお、③の場合は、最終的に、取得条項に基づき当社が本新株予約権を取得することとなります。</p> <p>① 本新株予約権を行使する場合</p> <p>行使代金(本新株予約権1個当たり600円)を(お取引先証券会社が手数料等を徴求する場合は、当該手数料等と合わせて)払い込むことにより、当社普通株式を取得することができます(詳細は下記「3.本新株予約権の行使について」をご参照ください)。</p> <p>なお、当社普通株式1株を取得するためには、本新株予約権を10個行使し、合計の行使代金として6,000円をお支払い頂く必要がありますので、十分にご注意ください。</p> <p>② 本新株予約権を市場で売却する場合</p> <p>本新株予約権の市場における約定価格から売買手数料等を差し引いた金額を得ることができますが、当社普通株</p>

	<p>式を取得することはできません（詳細は下記「4. 本新株予約権の取引について」をご参照ください。）。</p> <p>③ ①及び②のいずれも行わなかった場合</p> <p>当社は、平成 25 年 6 月 4 日（火）付で、取得条項に基づき本新株予約権を取得し、取得する本新株予約権に係る本新株予約権者の皆様に対して、本新株予約権の取得の対価として、配当金領収証方式により交付財産を支払うこととなります。交付財産は、平成 25 年 6 月 3 日（月）の大阪証券取引所（JASDAQ）における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（大証 VWAP 価格）（同日に大証 VWAP 価格がない場合にはその日に先立つ直近日の大証 VWAP 価格）から 6,000 円を差し引いた金額を 10 で除して得られる金額（負の数値である場合は 0 とします。）の 70%に相当する額（1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）となります。当社が本新株予約権を取得した場合、本新株予約権者の皆様は、当該取得以降は本新株予約権を行使して当社普通株式を取得することはできません。</p> <p>なお、上記はあくまで本新株予約権が割り当てられた場合の一般的な選択肢を示したものであり、本新株予約権を行使するのか、売却するのか、又は行使も売却も行わずに取得条項に基づく当社による本新株予約権の取得によりその対価を受領するのかは、本新株予約権者の皆様ご自身の投資判断により決定頂く必要があります。当社は本新株予約権に関して何らの投資判断のアドバイスをすることもできませんので、株主の皆様におかれましては、EDINET（URL: http://info.edinet-fsa.go.jp/）にて縦覧されている当社の平成 25 年 4 月 12 日（金）付有価証券届出書（その後の訂正を含みます。）（なお、本新株予約権に関する目論見書は作成・交付されません。）をご参照のうえ、ご自身の責任において、本新株予約権に係る投資判断を行ってください。</p>
<p>Q 1 - 7</p> <p>単元未満株式を保有する株主にはどのような選択肢があるのか。</p>	<p>A 1 - 7</p> <p>ライツ・オファリングでは、当社の単元株式数である 100 株に満たない当社普通株式を保有する株主の皆様に対しても、1 株の当社普通株式につき 1 個の割合で本新株予約権が割り当てられます。</p> <p>ただし、本新株予約権の売買単位は 100 個ですので、100 個の整数倍以外の数量の本新株予約権を市場で売買す</p>

	<p>ることはできません（なお、市場外での売買については売買単位による制約はありません。）。</p> <p>他方、本新株予約権の行使は1個単位で可能ですので、本新株予約権を行使することにより、行使した本新株予約権の個数に0.1を乗じた数の当社普通株式を取得することができます（ただし、1株に満たない端数が生じた場合は、その端数は切り捨てられ、お支払頂いた行使代金の一部を事実上放棄することになります。）。</p>
<p>Q1-8</p> <p>本新株予約権の行使価額（本新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの金銭の額）の設定理由について説明して欲しい。</p>	<p>A1-8</p> <p>当社が平成25年4月12日（金）付で公表した「コミットメント型ライツ・オファリング（上場型新株予約権の無償割当て）に関するお知らせ」の「5. 発行条件の合理性」に記載のとおり、本新株予約権の行使価額を6,000円（本新株予約権1個当たり600円）と設定しております。これは、今回の資金使途、本新株予約権の権利行使により発行される予定の当社普通株式の数及び本新株予約権の行使の可能性等を総合的に勘案して決定されたものです。</p>
<p>Q1-9</p> <p>新株予約権無償割当てによる当社普通株式の権利落ちの概要を教えてください。</p>	<p>A1-9</p> <p>今回の新株予約権無償割当てによって、平成25年4月19日（金）以降、当社普通株式の株価に権利落ちが反映されます。なお、ご参考までに、大阪証券取引所の「呼値の制限値幅に関する規則」では、権利落ち日の基準値段は（権利付最終値＋新株予約権の行使に際して払い込む金額）÷（1＋株式1株に対し割り当てられる当該新株予約権の行使により交付される株式の数）により計算することとされております。</p>
<p>Q1-10</p> <p>大株主は本新株予約権を行使するのか。</p>	<p>A1-10</p> <p>当社が平成25年4月12日（金）付で公表した「コミットメント型ライツ・オファリング（上場型新株予約権の無償割当てに関するお知らせ）」の「6. 筆頭株主の動向」に記載のとおり、当社の筆頭株主でもある当社代表取締役社長・CEO 寺下史郎（平成25年4月12日（金）現在で、当社の発行済株式総数の62.47%を保有）より、本新株予約権無償割当てによって割り当てられる全ての本新株予約権を行使することについて、コミットメント会社との間で覚書を締結した旨の報告を受けております。</p> <p>当該払込みに関し、当社は同人から、本新株予約権の行使代金の調達を目的として、同人が金融機関から借入れ等を行う予定であると報告を受けております。</p>

	<p>なお、同人は、一般投資家による本新株予約権の行使に大きな影響を与えることを避けるため、原則として平成25年4月12日（金）（当日を含みます。）から平成25年10月8日（火）（当日を含みます。）までの期間（ロックアップ期間）中においては当社株式の売却等を行わない旨をコミットメント会社と合意しております。また、当社は同人から、上記行使代金に係る借入金の返済に伴って、その保有する当社普通株式を一部売却する可能性はあるが、①年内（平成25年）においては売却する意向がない旨、②平成26年1月以降の売却に際しては、市場環境を勘案しつつ、当社普通株式の市場株価への影響を抑えるべく立会外取引及び市場外取引等で対応する意向を本日現在において有している旨、の表明を受けております。</p>
<p>Q1-11 本新株予約権の行使により当社普通株式が一斉に交付されるのであれば、株式価値が大きく希薄化することになるのではないか。</p>	<p>A1-11 本新株予約権は既存株主の皆様が保有する当社普通株式の数に応じて割り当てられるため、割り当てられた本新株予約権を全て行使した場合には、当該既存株主が有する持分比率の希薄化は基本的に生じないものと考えております。</p> <p>また、Q1-9に記載のとおり、今回の新株予約権無償割当てによって、平成25年4月19日（金）から当社普通株式の株価に権利落ちが反映されますが、本新株予約権は大阪証券取引所（JASDAQ）へ上場される予定であり、既存株主が本新株予約権の行使を希望されない場合には、上場後に本新株予約権を同市場で売却することにより希薄化による経済的損失をある程度軽減することができる設計となっております。</p>
<p>Q1-12 当社普通株式の信用取引の処理（権利処理、現引禁止の扱い等）について説明して欲しい。</p>	<p>A1-12 信用取引に係る各種取扱いにつきましては、お取引先証券会社にお問い合わせください。</p>
<p>Q1-13 当社普通株式のりとうやミニ株の取扱いはどうなるのか。</p>	<p>A1-13 株式累積投資及び株式ミニ投資の取扱いにつきましては、お取引先証券会社にお問い合わせください。</p>

<p>Q 1 - 1 4</p> <p>外国居住株主による本新株予約権の割当て、行使、売買について制約があるか。</p>	<p>A 1 - 1 4</p> <p>外国居住株主の皆様に対する適用法令上、本新株予約権の割当て、行使、売買について制約がある可能性がございますので、各外国居住株主の皆様においては、それぞれに適用される法令の弁護士等にお問い合わせください。特に、本新株予約権の行使は、米国証券法に係るルール 801 による登録義務の免除規定に依拠して行われることが想定されており、ルール 801 を適用するための要件として、米国の居住者が米国証券法に係るレギュレーション S に従った取引以外の方法で本新株予約権の取引を行うことを禁止することが要求されております。そのため、外国居住株主の皆様については、行使しようとする本新株予約権が、今回の新株予約権無償割当て又はレギュレーション S に従って行われた取引によって取得されたことを、行使請求取次依頼書において表明していただきます。</p> <p>また、外国法令の遵守のため、日本居住の新株予約権者の方も含め、権利行使に際しては、本新株予約権の募集、取得及び行使等について一定の表明及び保証をしたものとみなさせていただきます（詳細については、当社が平成 25 年 4 月 12 日（金）付で公表した「コミットメント型ライツ・オファリング（上場型新株予約権の無償割当て）に関するお知らせ」の「ご参考」として添付された本新株予約権の発行要項の第 5 項第 (7) 号をご参照ください。）。</p>
--------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2. 本新株予約権の割当てについて

Question	Answer
<p>Q 2 - 1</p> <p>保有株式に対して何個の本新株予約権が割り当てられるのか。</p>	<p>A 2 - 1</p> <p>本新株予約権の割当てを受ける株主を確定するための日（株主確定日）の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された各株主の皆様の保有する当社普通株式数と同数の本新株予約権が割り当てられることとなります。</p>
<p>Q 2 - 2</p> <p>本新株予約権の無償割当てを受けるにはどうしたらよいか。</p>	<p>A 2 - 2</p> <p>本新株予約権の割当てを受ける株主を確定するための日（株主確定日）は平成 25 年 4 月 23 日（火）となっておりますので、同日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録されていれば、特に手続を経ることなく本新株予約権の無償割当てを受けることができます。本新株予約権の無償割当てを受ける権利が付属した当社普通株式の最終</p>

	<p>売買日は、平成 25 年 4 月 18 日（木）となります。</p> <p>また、本新株予約権は無償で割り当てられますので、本新株予約権の割当てを受けるために代金をお支払い頂く必要はありません（なお、本新株予約権を行使する場合には行使代金（新株予約権 1 個当たり 600 円）に行使する本新株予約権の個数を乗じた金額を（お取引先証券会社が手数料等を徴求する場合は、当該手数料等と合わせて）お支払い頂く必要があります。）。</p>
<p>Q 2 - 3</p> <p>新株予約権証券は発行されるのか。また、本新株予約権の割当ての有無はどのように確認すればよいのか。</p>	<p>A 2 - 3</p> <p>本新株予約権について、新株予約権証券は発行されません。当社としては、通常であれば、本新株予約権の割当てを受ける株主を確定するための日（株主確定日）である平成 25 年 4 月 23 日（火）の翌営業日に、当該株主確定日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された各株主の皆様の証券口座に新株予約権の残高が発生することになるものと理解しておりますが、詳しくは、お取引先証券会社等にお問い合わせください。</p>
<p>Q 2 - 4</p> <p>本新株予約権の無償割当て後はどのような書類が、いつどこに送付されてくるのか。</p>	<p>A 2 - 4</p> <p>本新株予約権の割当てを受ける株主を確定するための日（株主確定日）の約 1 週間後に、当該株主確定日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された各株主の住所等に、本新株予約権に係る株主割当通知書等を送付する予定です。</p> <p>なお、本新株予約権の売買については、割当通知書等を受領する前の平成 25 年 4 月 24 日（水）（本新株予約権の上場日）（予定）からお取引ができ、行使については平成 25 年 5 月 17 日（金）から行うことができます。本新株予約権の行使又は売買のお取引を希望される場合は、お取引先証券会社にお問い合わせください。</p>
<p>Q 2 - 5</p> <p>自己株式には本新株予約権は割り当てられるのか。</p>	<p>A 2 - 5</p> <p>会社法第 278 条第 2 項の規定により、当社が保有する自己株式については本新株予約権は割り当てられません。</p>

3. 本新株予約権の行使について

Question	Answer
<p>Q 3 - 1</p> <p>本新株予約権を行使した場合、何株の株式が手に入るのか。</p>	<p>A 3 - 1</p> <p>本新株予約権を行使する場合、本新株予約権の残高が記録されている証券会社を通じて、所定の行使請求取次依頼書をご提出頂くとともに、当社に行使代金（新株予約権 1 個当たり 600 円）に行使する本新株予約権の個数を乗じた金額を（お取引先証券会社が手数料等を徴求する場合は、当該手数料等と合わせて）払い込むことにより、行使した本新株予約権の個数に 0.1 を乗じた数（1 株に満たない端数が生じたときは、その端数は切り捨てられます。）の当社普通株式を取得することとなります。そのため、当社普通株式 1 株を取得するためには、本新株予約権を 10 個行使し、合計の行使代金として 6,000 円をお支払い頂く必要があります。</p>
<p>Q 3 - 2</p> <p>本新株予約権を行使する上で留意すべき点は何か。</p>	<p>A 3 - 2</p> <p>本新株予約権を行使することにより、行使した本新株予約権の個数に 0.1 を乗じた数の当社普通株式を取得することができます（ただし、1 株に満たない端数が生じた場合は、その端数は切り捨てられます。）。従って、本新株予約権の行使により当社普通株式を取得するためには、10 個の整数倍の本新株予約権を行使する必要があります。</p>
<p>Q 3 - 3</p> <p>単元株式数の交付を受けるにはどうしたら良いのか。</p>	<p>A 3 - 3</p> <p>本新株予約権を 1,000 個行使した場合に、当社の単元株式数である 100 株の交付を受けることができます。<u>1,000 個未満の本新株予約権を行使した場合には、単元未満株式しか取得できませんのでご注意ください。</u>なお、本新株予約権の行使により取得した単元未満株式の現金化をご希望される場合には、別途、単元未満株式の買取請求を行って頂く必要があります。</p>
<p>Q 3 - 4</p> <p>保有する複数の本新株予約権（例えば 2,000 個）のうち、その一部（例えば 1,000 個）を行使することはできるのか。</p>	<p>A 3 - 4</p> <p>本新株予約権の行使は 1 個単位から可能となっておりますので、各本新株予約権者の皆様が複数の本新株予約権を保有する場合に、その一部の本新株予約権のみを 1 個単位で行使することは可能です。従いまして、例えば、2,000 個の本新株予約権を保有する本新株予約権者が、そのうち 1,000 個のみを行使し、残りの 1,000 個を市場</p>

	<p>で売却することも可能です。</p> <p>なお、本新株予約権の発行要項において、「各本新株予約権の一部行使はできない」旨が規定されておりますが、ここでいう「一部行使」とは、1個の本新株予約権の一部（例えば0.5個の本新株予約権）のみを行使することができない旨を定めたものであり、複数の本新株予約権を保有する場合に、その一部の本新株予約権のみを1個単位で行使することを禁止する趣旨ではありません。</p> <p>ただし、当社普通株式の市場での売買単位は100株となっているため、本新株予約権の行使の結果、交付される当社普通株式の数が100株未満である場合には、当該当社普通株式については市場での売買は行うことができませんのでご注意ください。また、10の整数倍ではない個数の本新株予約権を行使した場合には、上記Q3-2記載のとおり、本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じ、その端数は切り捨てられ、お支払い頂いた行使代金の一部を事実上放棄することになりますのでご注意ください。</p>
<p>Q3-5</p> <p>1個の本新株予約権の一部（例えば0.5個）を行使することはできるのか。</p>	<p>A3-5</p> <p>本新株予約権の発行要項において「各本新株予約権の一部行使はできない」旨が定められており、1個の本新株予約権の一部（例えば0.5個の本新株予約権）のみを行使することはできません。なお、上記Q3-4に記載のとおり、2,000個の本新株予約権のうち1,000個の行使等を禁止する趣旨ではありません。</p>
<p>Q3-6</p> <p>本新株予約権の権利行使はいつまで可能なのか。</p>	<p>A3-6</p> <p>一般の本新株予約権者の皆様が本新株予約権の残高が記録されているお取引先証券会社へ本新株予約権の行使を請求できる期間は、平成25年5月17日（金）から5月29日（水）まで（同年5月30日（木）も会社法上の行使期間には含まれておりますが、証券会社にて権利行使の取次業務を行う日を基準にすると、実務上本新株予約権の行使を請求できる期間は、同年5月29日（水）の営業時間中までとなります。）の約2週間となっております。なお、証券会社によっては行使請求の受付期間が上記とは異なる場合がありますので、お取引先証券会社の行使請求の受付期間につき、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせください。</p>

<p>Q 3-7 本新株予約権の行使を行う場合、どのような手続をすればよいのか。</p>	<p>A 3-7 本新株予約権を行使する場合は、本新株予約権の残高が記録されているお取引先証券会社に対し、所定の行使請求取次依頼書に必要事項を記入、捺印のうえ、ご提出頂くとともに、行使代金（新株予約権 1 個当たり 600 円）を（お取引先証券会社が手数料等を徴求する場合は、当該手数料等と合わせて）払い込む必要があります。 ただし、証券会社によって手続が異なる場合がありますので、具体的な手続については必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせください。 なお、本新株予約権の発行要項に記載された行使請求受付場所（当社 証券代行業務部）では、本新株予約権者の皆様から直接行使請求を受け付けることはできませんので、ご注意ください。</p>
<p>Q 3-8 本新株予約権の行使請求取次依頼書はどこで入手できるのか。</p>	<p>A 3-8 本新株予約権者のお取引先証券会社で入手できます。また、当社ホームページ（http://www.irjapan.net/ir_info/rights.html）に行使請求取次依頼書の様式を掲載しますので、これをプリントアウトしてご利用頂くこともできます。 なお、同一の内容の行使請求取次依頼書が用いられるように各証券会社に依頼しておりますが、上記の様式による行使請求取次依頼書の受付が可能か否かについては、必ずご自身で、お取引先証券会社へお問い合わせください。</p>
<p>Q 3-9 本新株予約権の行使により株式が手に入るのはいつか。</p>	<p>A 3-9 本新株予約権の残高が記録されているお取引先証券会社が、本新株予約権者からの行使請求取次依頼書の提出と行使代金の支払いを受け付けた後、当該証券会社から当社への本新株予約権の権利行使の請求及び行使代金の払込みが完了した日から 3 営業日目に、本新株予約権者の皆様のお取引先証券会社における証券口座に交付される当社普通株式の残高が記録されますので、通常は同日から大阪証券取引所（JASDAQ）で売買が可能となります。 ただし、証券会社によって手続に必要な日数が異なる場合がありますので、具体的な手続については必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせください。</p>

Q 3-10 本新株予約権の行使により生じる費用について教えて欲しい。	A 3-10 本新株予約権の行使に関して発生する費用は証券会社によって異なる場合がありますので、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせください。
----------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------

4. 本新株予約権の取引について

Question	Answer
Q 4-1 本新株予約権の売買を市場で行う場合、どのような手続をすればよいのか。	A 4-1 当社としては、本新株予約権の市場での売買については、証券会社を通じて行うことができると理解しております。ただし、本新株予約権の売買の手続や売買の取次最終日等、詳細につきましては、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせください。
Q 4-2 本新株予約権の市場における売買単位はどうなるのか。	A 4-2 当社普通株式の売買と同様、本新株予約権の売買単位は100個ですので、100個単位以外の数量の本新株予約権を市場で売買することはできません（なお、市場外での売買については売買単位による制約はありません。）。
Q 4-3 単元未満株式に割り当てられた本新株予約権を行使した結果交付される株式は売買できるのか。	A 4-3 当社普通株式の売買単位は100株ですので、100株単位以外の数量の当社普通株式を市場で売買することはできません（なお、市場外での売買については売買単位による制約はありません。）。
Q 4-4 本新株予約権を市場で売却した場合、いくら手に入るのか。	A 4-4 本新株予約権の市場における約定価格から売買手数料等を差し引いた金額になります。
Q 4-5 本新株予約権を市場で売却した場合、代金はいつ手に入るのか。	A 4-5 約定日の3営業日後に各本新株予約権者の皆様のお取引先証券会社における口座に入金されます。ただし、本新株予約権の売却につきましては、証券会社によって取扱いが異なる場合がありますので、具体的な手続について

	は必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせください。
Q 4 - 6 本新株予約権の市場での売買により生じる費用について教えて欲しい。	A 4 - 6 本新株予約権の市場での売買に際しては、お取引先証券会社に支払う売買手数料が発生します（具体的な手数料の金額については、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせください。）。
Q 4 - 7 本新株予約権を市場取引で取得した場合、行使までの手続はどうなるのか。	A 4 - 7 市場で取得した本新株予約権は約定日から 3 営業日後に受渡しとなります。かかる本新株予約権の行使に関する手続は、当初割り当てられた本新株予約権の行使と同様ですので、上記 Q 3 - 7 をご参照ください（なお、かかる本新株予約権の行使は、受渡しを受けた後に行うことになる点にご留意ください）。ただし、証券会社によって手続が異なる場合がありますので、具体的な手続については必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせください。
Q 4 - 8 本新株予約権の売買可能期間は、いつからいつまでか。	A 4 - 8 本新株予約権は、新株予約権の割当てを受ける株主についての株主確定日の翌営業日である平成 25 年 4 月 24 日（水）から本新株予約権は大阪証券取引所（JASDAQ）へ上場される予定であり、上場されている間は同市場での売買が可能となります。なお、本新株予約権の上場廃止日は平成 25 年 5 月 24 日（金）を予定しておりますが、具体的な日程については、追って大阪証券取引所より発表されます。同市場における売買最終日は、上場廃止日の前営業日となりますが、売買の取次についての詳細は、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせください。

5. 本新株予約権の取得について

Question	Answer
Q 5 - 1 未行使の本新株予約権はどうなるのか。	A 5 - 1 平成 25 年 5 月 17 日（金）から平成 25 年 5 月 30 日（木）（実際に行使請求が可能な期間についての詳細は上記 Q 3 - 6 をご覧ください。）までの行使期間において、本新株予約権者によって行使されなかった本新株予約権は全

	<p>て、平成 25 年 6 月 4 日（火）に当社が取得し、取得する本新株予約権に係る本新株予約権者の皆様に、配当金領収証方式により取得の対価として交付財産を支払うこととなります（ただし、平成 25 年 6 月 3 日（月）の大証 VWAP 価格（下記 Q 5 - 2 に記載）によっては、交付財産が 0 円となる可能性もあります。）。当社が本新株予約権を取得した場合、本新株予約権者の皆様は、当該取得以降は本新株予約権を行使して当社普通株式を取得することはできません。</p>
<p>Q 5 - 2 本新株予約権の交付財産はどのように決定されるのか。</p>	<p>A 5 - 2 本新株予約権 1 個当たりの交付財産は、平成 25 年 6 月 3 日（月）の大阪証券取引所（JASDAQ）における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（大証 VWAP 価格）（同日に大証 VWAP 価格がない場合にはその日に先立つ直近日の大証 VWAP 価格）から 6,000 円を差し引いた金額を 10 で除して得られる金額（負の数値である場合は 0 とします。）の 70%に相当する額（1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）となります。</p>
<p>Q 5 - 3 本新株予約権の交付財産はどのように支払われるのか。</p>	<p>A 5 - 3 交付財産は、未行使の本新株予約権に係る本新株予約権者に対して配当金領収証方式によって支払われますが、実際の支払時期は未定です（平成 25 年 7 月以降になる可能性があります。）。</p>
<p>Q 5 - 4 取得された本新株予約権はどうなるのか。</p>	<p>A 5 - 4 当社が、取得条項に基づき取得した未行使の本新株予約権は、コミットメント契約に基づき、平成 25 年 6 月 5 日（水）に、コミットメント会社に全て譲渡され、コミットメント会社はその本新株予約権の全てを行使することが予定されています。</p>
<p>Q 5 - 5 コミットメント会社への譲渡価格はどのように決定されるのか。</p>	<p>A 5 - 5 コミットメント会社への本新株予約権 1 個当たりの譲渡価格は、平成 25 年 6 月 3 日（月）の大阪証券取引所（JASDAQ）における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（大証 VWAP 価格）（同日に大証 VWAP 価格がない場合にはその日に先立つ直近日の大証 VWAP 価格）から 6,000 円を差し引いた金額を 10 で除して得られる金額（負の数値である場合は 0 とします。）の 90%に相当する額（1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものと</p>

	します。) となります。ただし、上記の計算の結果が0となる場合には、コミットメント会社は当社の取得した未行使の本新株予約権の全てを1円で取得します。
Q 5 - 6 コミットメント会社は、必ず、当社より取得した本新株予約権の権利行使を行うのか。	A 5 - 6 コミットメント会社は、コミットメント契約に基づき、平成 25 年 6 月 6 日（木）までに、原則として、当社より取得した本新株予約権の全てを行使します。ただし、コミットメント契約等に定める義務に関して当社による重大な違反がある場合又は当社の業績に悪影響を及ぼす重大な事態が発生した場合等においては、コミットメント会社による本新株予約権の譲受け及び行使が行われず、又はコミットメント契約が解除される可能性があります。

6. 税金について

本項目では、本新株予約権に係る税務上の取扱い等のうち、個人に関するものについての当社の考えをお示しいたします。

ただし、個人及び法人とも、株主の皆様及び本新株予約権者の皆様の本新株予約権に係る税務上の取扱い及び証券口座に係る取扱いについてはご自身の責任におきまして、税理士等の専門家及びお取引先証券会社にご確認くださいようお願いいたします。

また、外国居住者の皆様に対する適用法令上、本新株予約権に係る税務上の取扱いが異なる可能性がございますので、各外国居住者の皆様においては、それぞれに適用される法令の弁護士又は税理士等の専門家にお問い合わせください。

Question	Answer
Q 6 - 1 本新株予約権は特定口座と一般口座のどちらの口座に入るのか。	A 6 - 1 本新株予約権を当社からの無償割当てにより取得する場合、各株主が保有している当社普通株式が、特定口座と一般口座のいずれで管理されているかにかかわらず、本新株予約権は特定口座に受け入れることができます。 また、本新株予約権を市場の売買により取得する場合、本新株予約権は特定口座に受け入れることができます。 さらに、特定口座で管理する本新株予約権の行使により交付される当社普通株式は、特定口座に受け入れることができます。 なお、証券会社によって取扱いが異なる場合がございますので、詳細はお取引先証券会社にお問い合わせください。

<p>Q 6 - 2</p> <p>本新株予約権を譲渡した場合の税金は どうなるのか。</p>	<p>A 6 - 2</p> <p>無償割当てにより取得した本新株予約権の取得価額は、原則として 0 円となり、市場での売買により取得した本新株予約権の取得価額は取得に要した費用（売買手数料等を含みます。）となります。</p> <p>本新株予約権を証券会社への売委託によって譲渡した場合、譲渡価額から取得価額と譲渡に要した費用（消費税等を含みます。）を差し引いた金額が譲渡益として課税対象になると考えられます。</p> <p>* 1 平成 25 年中の譲渡益に対する税率は、10%（所得税 7%、住民税 3%）になり、また、所得税額に対し 2.1% の復興特別所得税が別途課税されます。</p> <p>* 2 平成 26 年以後の譲渡益に対する税率は、20%（所得税 15%、住民税 5%）になります。また、平成 49 年 12 月 31 日までの間は、所得税額に対し 2.1% の復興特別所得税が別途課税されます。</p>
<p>Q 6 - 3</p> <p>一般口座で管理される本新株予約権を 証券会社への売委託によって譲渡した 場合、確定申告が必要となるのか。</p>	<p>A 6 - 3</p> <p>確定申告が必要となる場合があると考えられます。</p>
<p>Q 6 - 4</p> <p>本新株予約権の行使により新たに取得 した当社普通株式の取得価額はいくら になるのか。</p>	<p>A 6 - 4</p> <p>本新株予約権の取得方法に応じ以下のとおりになると考えられます。</p> <p>① 無償割当てにより取得した本新株予約権の行使による場合 「新株予約権の 1 個当たりの行使時における払込金額」×「権利行使を行った新株予約権の個数」により算出した額になると考えられます。</p> <p>② 市場での売買により取得した本新株予約権の行使による場合 「新株予約権の 1 個当たりの行使時における払込金額」+（「本新株予約権の行使直前の取得価額（取得に要した売買手数料等を含みます。）」÷「本新株予約権の行使直前に保有する新株予約権の個数」）により算出した値に対し「権利行使を行った新株予約権の個数」を乗じた額になると考えられます。</p> <p>なお、Q 1 - 9 に記載のとおり、今回の新株予約権無償割当てによって、平成 25 年 4 月 19 日（金）から当社普</p>

	<p>通株式の株価に権利落ちが反映されますが、株主の皆様が本新株予約権無償割当ての前から保有する当社普通株式の課税上の取得価額には反映されないものと考えられます。</p>
<p>Q 6 - 5 未行使の本新株予約権は上場廃止後、取得条項に基づき発行会社に取得されるが、この場合の課税関係はどうなるのか。</p>	<p>A 6 - 5 未行使の本新株予約権は、取得条項に基づき当社が取得しますが、この場合、当社による本新株予約権の取得価額から取得する本新株予約権に係る本新株予約権者の皆様の取得価額を控除した額が本新株予約権の譲渡益として課税されます（当社による本新株予約権の取得価額から取得する本新株予約権に係る本新株予約権者の皆様の取得価額を控除した額が0未満の場合は譲渡損となります。）。</p> <p>また、当社が取得する未行使の本新株予約権は上場廃止となった時点で特定口座から払い出されますので、特定口座の計算対象にはなりません。</p> <p>* 非上場の新株予約権の譲渡益に対する税率は、20%（所得税15%、住民税5%）になります。また、平成49年12月31日までの間は、所得税額に対し2.1%の復興特別所得税が別途課税されます。</p>

《本件スケジュールについて》

	4月																														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
新株予約権の 売買可能期間																															
新株予約権の 権利行使受付期間																															

	5月																														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
新株予約権の 売買可能期間																															
新株予約権の 権利行使受付期間																															

注) 各証券会社によって、本新株予約権の売買の手続きや取次期間、行使請求の受付期間や受付方法が異なりますので、必ずご自身で、お取引証券会社にご確認ください。

《上記以外のご質問及びお問合せ先》

株式会社アイ・アール ジャパン

経営企画室

03-3796-1120 (土・日・祝日を除く平日 9:00~18:00)